

船橋市新型コロナウイルス感染症自宅療養者等医療提供体制強化事業 (薬剤) 協力金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症患者のうち自宅で療養している者（以下、「自宅療養者」という。）に対して、市内医療機関が船橋市保健所の依頼により実施する電話や情報通信機器を用いた診療等（以下、「オンライン診療」という。）により交付された処方箋の応需等を行った薬局に対する船橋市新型コロナウイルス感染症自宅療養者等医療提供体制強化事業（薬剤）協力金（以下「協力金」という。）の交付に関し、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年船橋市規則第50号）及び船橋市特定団体への補助金の交付に関する基準（平成21年12月18日施行）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、オンライン診療により交付された処方箋の応需等を行った薬局（以下、「事業者」という。）とは、船橋市保健所の依頼により市内医療機関が「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日厚生労働省医政局医事課及び医薬・生活衛生局総務課事務連絡）に基づき、自宅療養者に対して実施するオンライン診療により交付された処方箋の応需等を行った薬局とする。

(事業内容)

第3条 船橋市は、市内医療機関が船橋市保健所の依頼により自宅療養者に対して実施するオンライン診療により交付された処方箋の応需等を行った事業者に対し協力金を交付する。

(対象事業者)

第4条 協力金の交付を受けることができる事業者は、船橋市保健所の依頼により自宅療養者に対して市内医療機関が行うオンライン診療により交付された処方箋の応需等を実施した薬局とする。

ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 暴力団（船橋市暴力団排除条例（平成24年船橋市条例第18号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員等（暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

(3) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当するものがあるもの

(協力金の額)

第5条 協力金の額は、別表に定める基準により算出した額とする。

(対象期間)

第6条 対象期間は、令和4年4月1日から令和5年5月7日までとする。

(交付申請)

第7条 協力金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が定める期日までに、交付申請書と市長が必要と認める書類を添えて市長に申請する。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、協力金の交付決定をするものとする。

(交付決定の通知等)

第9条 市長は、協力金の交付決定をしたときは、速やかにその決定の内容を交付決定通知書により申請者に通知する。

(交付決定の取消等)

第10条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、協力金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により協力金の交付を受けたとき。

(2) 協力金の交付決定の内容がその他法令に違反したとき。

(3) この要綱又はこの要綱に基づく市の処分若しくは指示に違反したとき。

(協力金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により、協力金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に協力金が交付されているときは、事業者に対し、当該協力金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行し適用する。

附 則

この要綱は、令和５年３月３１日から施行し適用する。

別表

事業名	基準額	対象事業者
船橋市新型コロナウイルス感染症 自宅療養者等医療提供体制強化事業 (薬剤)	オンライン診療により交付された処方箋の応需等を行った場合、患者1人あたり3,000円に対応人数を乗じた金額に、平日(午前8時から午後7時まで)に実施した場合は対応回数1回あたり2,000円、夜間(午後7時から午前8時まで)及び休日に実施した場合は対応回数1回あたり4,000円を乗じた金額を加えた金額を支給する	船橋市保健所の依頼により市内医療機関が自宅療養者に対して実施したオンライン診療により交付された処方箋の応需等を実施した薬局